

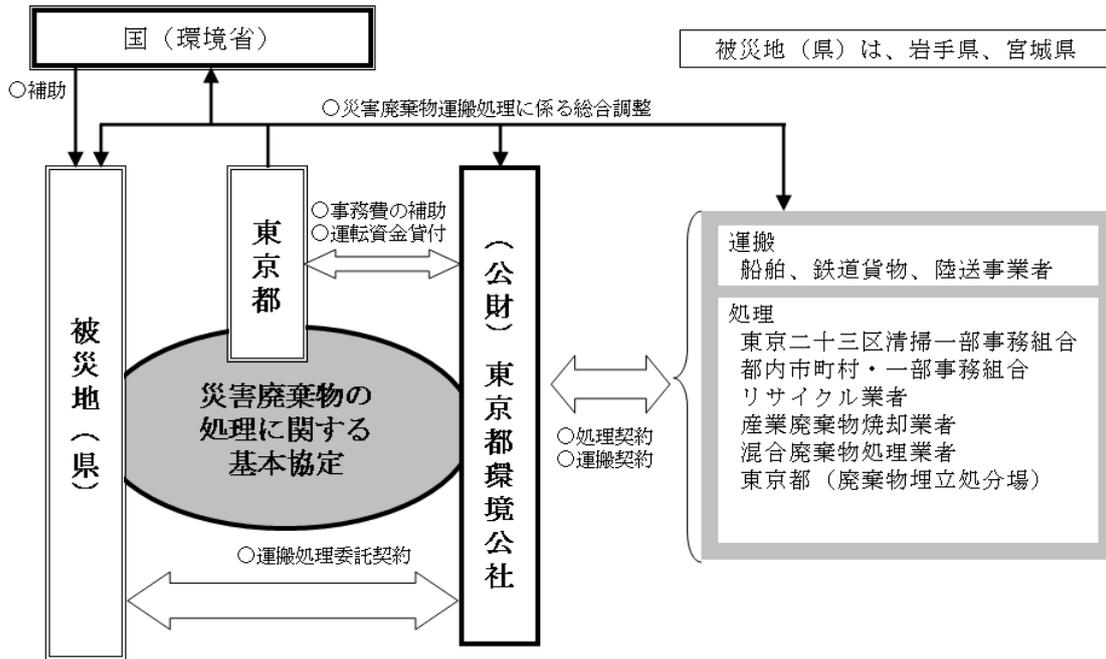
災害廃棄物受入処理事業について

Q1 どうして被災地の災害廃棄物を受け入れるのですか。

東日本大震災で発生した災害廃棄物は2000万トンを超えているため、被災地での処理だけでは場所的・時間的に大きな制約があり、早期復興の妨げになっています。

都は、全国の自治体に処理の支援要請があったことから、これに積極的に応えるため、岩手県及び宮城県の災害廃棄物を、平成25年度末までに50万トンを受け入れることとしました。

○事業スキーム



Q2 福島県の廃棄物は受け入れないのですか。

受け入れません。福島県の災害廃棄物は、国において処理する方針になっています。

Q3 どうやって決めたのですか。

『東京緊急対策2011』（平成23年5月27日）の中で受け入れる考えを示した後、平成23年都議会第2回定例会（平成23年6月）において、知事は所信表明で『被災地の復旧に立ちはだかる瓦礫については、区市町村や民間と共同して都内に受け入れ、処理に協力していく』と述べ、都議会は受入支援のための補正予算を全会一致で承認しました。

これらを経て、都議会第3回定例会（平成23年9月）で知事は、岩手県知事の依頼を受け、岩手県の災害廃棄物を受け入れることを表明し、平成23年9月30日、岩手県と処理協定を締結しました。

また、平成23年11月24日に女川町、宮城県、特別区長会、東京都市長会及び都が基本合意を締結しました。

Q4 なぜ、宮城県のうち、女川町の災害廃棄物を受け入れることとしたのですか。

宮城県が災害廃棄物の処理を事務委託されている市町村のうち、女川町は平地に公共用地がほとんどなく、やむを得ず民有地を仮置き場に行っている現状があり、早急な処理を迫られていることから、いち早く分別作業を進めており、搬出の準備が整っているため、受入を決定いたしました。

Q 5 放射能を帯びた災害廃棄物を受け入れても大丈夫なのですか。

国の『広域処理推進ガイドライン』で示されている基準（焼却灰の放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下）を満たすものを受け入れて処理します。

そのため、宮城県では災害廃棄物の焼却試験を実施しており、焼却灰の放射性物質濃度は普通ごみを焼却した時で 2,200Bq/kg、普通ごみに災害廃棄物を 20%混合して焼却した時で 2,300Bq/kg であったことを確認しています。

実際、被災地から災害廃棄物を搬出する前に放射線量を測定します。その数値の高い災害廃棄物は、現地から搬出はしません。

都内に受け入れた後も放射能測定を行います。

それら測定結果は東京都環境局 HP で公表します。

Q 6 東日本大震災で女川原子力発電所への影響はどうか。

女川原子力発電所は、地震発生後に 1 号機から 3 号機まで全て冷温停止状態となりました。

女川原子力発電所は従前（地震前）から周辺の放射線量を測定しています。福島第一原子力発電所の事故の影響により、一時期、周辺の放射線量が上がりました。

女川原子力発電所から放射能が漏れたということではありません。

Q 7 災害廃棄物を焼却して放射性物質が飛散しないのですか。

現在、都内から出されている廃棄物を焼却している施設でも、焼却灰からは放射性物質が検出されていますが、バグフィルターをはじめ、国の処理方針に適合した排ガス処理設備が備わっているため、排ガスからは検出されていません。

（参考）都内一般廃棄物焼却施設の測定結果は、[こちら](#)をご覧ください。

都内産業廃棄物焼却施設の測定結果は、[こちら](#)をご覧ください。

被災地の焼却試験でも、同様に、排ガスの放射性物質濃度を測定しましたが、検出されていないことを確認しています。測定結果については、[こちら](#)をご覧ください。

受入開始後も、引き続き放射能測定を行い、その結果を東京都環境局 HP で公表します。

Q 8 8,000Bq/kg 以下とはいえ、そうした焼却灰を埋め立てて大丈夫なのですか。

国の『災害廃棄物の処理の方針』で安全な管理として示しているとおり、雨水をはじめとした浸出水が、海をはじめ外部に漏れ出さないように管理された埋立処分場において、焼却灰が飛散ないように土で覆って埋め立てています。

また、8,000Bq/kg という基準は、焼却灰の近くで埋立作業を行う作業員の安全が確保される水準として国が定めたものです。埋立処分場は一般の方は立ち入りできない場所であり、住民の健康、安全上の問題はありません。

Q 9 50 万トンも受け入れて、埋め立てるのですか。

3 年間で 50 万トンを受け入れますが、災害廃棄物の多くは焼却して容積を減らすため、実際に埋め立てるのは年間約 4 万トンとなります。

これまで、都内では廃棄物の削減を進めてきたため、埋立処分場の残余年数に大きな影響はありません。

（参考）23 区内の一般廃棄物の発生量 平成 22 年度 約 288 万トン

23 区内の一般廃棄物の埋立処分量 平成 22 年度 約 36 万トン

Q10 多摩地域の焼却灰は、エコセメント化施設に持ち込まれ、リサイクルされますが大丈夫なのですか。

現在、都内から出されている廃棄物を焼却している施設でも、焼却灰からは放射性物質が検出されていますが、多摩地域の焼却灰を受け入れているエコセメント化施設では、エコセメント（製品）、排ガス、排水等の放射性物質濃度を測定しています。その濃度は、エコセメント（製品）、排ガスともに不検出であり、排水は下水道に放流しており、環境保全上の支障はありません。

Q11 宮城県女川町分の災害廃棄物（10万トン）は、都内のどこで処理するのですか。

木くず等の可燃性廃棄物であるため、都内自治体の清掃工場で処理します。

Q12 いつから受け入れるのですか。

東京二十三区清掃一部事務組合による試験焼却を12月中旬に実施予定です。

試験焼却の結果を踏まえ、都民の皆様にご説明した後、2月以降に受入を開始いたします。

Q13 平成24年5月に、宮城県の災害廃棄物処理対象量の見直しがあったが、宮城県女川町の災害廃棄物の処理依頼量に変更はないのですか。

宮城県女川町の災害廃棄物処理依頼量は、10万トンから6.1万トンに変更されました。